

# 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります

子育て世帯の負担軽減を図るため、下記のとおり幼児教育・保育の無償化が始まります。

対象となるためには、事前に申請が必要となる場合がありますので、注意してください。申請の要否については、下表の「申請書類の配布」欄で確認してください。

内閣府のホームページ（「幼児教育・保育の無償化 内閣府」で検索）もご参照ください。

## (1) 利用料（保育料）等について（予定）

利用施設・事業【※1】	利用料（保育料）の無償化内容（年齢区分別）			申請書類の配布
	0歳児～2歳児	満3歳児【※2】	3歳児【※3】～5歳児	
保育所（豊山町立保育園） 認定子ども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）	市町村民税非課税世帯のみ無償		無償	申請不要
就学前の障害児の発達支援				
新制度移行幼稚園	無償			
新制度未移行幼稚園（天使幼稚園など）	月額上限25,700円まで無償			幼稚園
幼稚園、認定子ども園（幼稚園型）の預かり保育【※4】【※5】	市町村民税非課税世帯のみ月額上限16,300円まで無償		月額上限11,300円まで無償	幼稚園、認定子ども園
認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、病児保育事業【※4】【※5】	市町村民税非課税世帯のみ月額上限42,000円まで無償		月額上限37,000円まで無償	町福祉課（役場1階5番窓口）

※延長保育料（豊山町立保育園）は無償化の対象外です。 ※私的契約児の保育料は無償化の対象外です。

## (2) 給食費（副食費）について（予定）

3歳児以上の給食費（副食費）については、国の方針として「引き続き、保護者に負担いただくことを基本とする」ことが示されました。このため、下図のとおり幼児教育・保育の無償化後も、これまで保育料の一部として納めていただいていた給食費（副食費）の保護者負担を継続します。ただし、「年収360万円未満相当世帯」と「（所得を問わず）第3子\*以降」は給食費（副食費）も無償です。

\*「第3子」の条件については、下表をご覧ください。

利用施設	副食費（年齢区分別）			申請書類の配布
	0歳児～2歳児	満3歳児【※2】	3歳児【※3】～5歳児	
保育所（豊山町立保育園）	これまでどおり保育料の一部として徴収		月額4,500円 *「年収360万円未満相当世帯」と「（所得を問わず）第3子以降（18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で3人目以降の子ども）」は無償	申請不要
新制度未移行幼稚園（天使幼稚園など）	施設の設定した金額 *「年収360万円未満相当世帯」と「（所得を問わず）第3子以降（小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウント）」は月額上限4,500円まで無償			幼稚園（無償の場合）

※その他の施設については、各施設にお問合わせください。

【※1】 所在市町村の「確認」を受け、市町村が公示した施設・事業に限りです。

【※2】 満3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもです。

【※3】 満3歳になって最初の4月1日を迎えた子どもです。

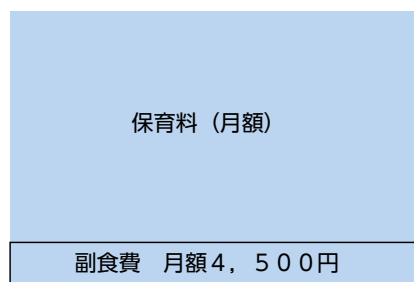
【※4】 認可保育所等に入ることができない方に対する代替的な措置として、「預かり」を利用した場合に限りです。

【※5】 無償化の対象となるには、町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

認定を受けるには、保護者のいずれもが保育必要理由（就労：月60時間以上、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、求職活動、就学等）に該当する必要があります。

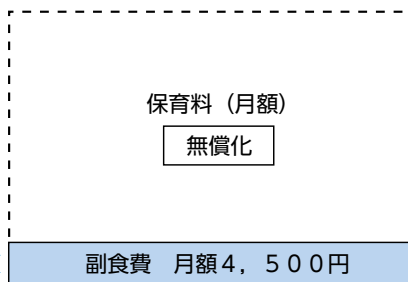
## < 町立保育園、3歳児以上の場合 >

【 無償化前（9月以前） 】



保育料の一部に副食費

【 無償化後（10月以降） 】



副食費を除く、  
保育料が無償

副食費は、引き続き、  
保護者負担

\*「年収360万円未満相当世帯」と「（所得を問わず）第3子以降（18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で3人目以降の子ども）」は副食費も無償

<問合せ> ①保育所等に関すること：福祉課子育て支援係 ☎ 28・0936

②新制度未移行幼稚園に関すること：学校教育課学校教育係 ☎ 28・2211